平成２２年（フ）第１３２号
愛媛県松山市小坂５丁目13番10号　グランドハイム小坂205号
債務者　福井　愛美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
愛媛県松山市吉藤５丁目４番50号
債務者　木村かおり
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
愛媛県四国中央市具定町250番地の１
債務者　篠永　和宏
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目６番５号
債務者　加藤　正一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２５号
愛媛県四国中央市妻鳥町955番地の１
債務者　脇　　正香
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５６号
栃木県佐野市植野町1873番地　泉マンションＳ―11
債務者　林　　武
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後１時15分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１７３７号
大阪府門真市石原町10番20号
債務者　川畑　暢寛
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８号
栃木県佐野市関川町840番地　米山市営住宅８―404
債務者　蓮見　　緑
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６２３号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目19番40号　レオパレスパストラル北寺尾Ⅱ202
債務者　芳賀　美佐（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７１号
横浜市港南区野庭町79番地　ヒルサイドノバ303号
債務者　小笠原京子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７８号
横浜市西区伊勢町１丁目15番地　トシダビル602号
債務者　兵藤　　博
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８２号
横浜市旭区今宿東町1628番地
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８８号
横浜市戸塚区汲沢町1154番地　ぐみざわ東ハイツ１棟506号
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０５号
神奈川県相模原市田名6134番地３
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９５号
神奈川県相模原市御園２丁目１番12号
債務者　平澤　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９８号
神奈川県相模原市東橋本２丁目22番５号　エステートピア原２―106号室
債務者　小林　裕輔
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部